

抵当権・根抵当権 宅建 H15-06-2 <<#689>>

【問】 正誤をつけよ。

普通抵当権でも、根抵当権でも、現在は発生しておらず、将来発生する可能性がある債権を被担保債権とすることができる。

【答え】 正しい

《ポイント1》 根抵当権【宅建 ★基本頻出】

2 根抵当権の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。（民法 398 条 2 第 2 項）

《ポイント2》 抵当権【宅建 ★基本頻出】

普通抵当権では、将来発生する可能性がある債権を被担保債権とすることができる。（判例）

